

# 高齢部規約

## 第1章 総則

### 第1条【名称及び事務所】

この部は関東ろう連盟高齢部（略称・関ろう連高齢部）といい、事務所は事務局長宅または必要と認める所に置く。

### 第2条【目的】

関東各県ろう高齢者相互の親睦と交流を図ると共に、ろう高齢者の生活と権利を守る運動と社会参画に努めることを目的とする。

### 第3条【事業】

前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ろう高齢者の社会的地位向上及び福祉に関すること。
- (2) ろう高齢者の文化教養及びスポーツに関すること。
- (3) 福祉関係団体との連携に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

## 第2章 組織

### 第4条【会員】

高齢部は関東ろう連盟に加盟している団体の高齢部をもって構成される。（ただし概ね60才以上の者であること）

### 第5条【種別】

この部の会議は、委員会、代議員会、の2種とする。

### 第6条 会議の開催は次の通りとし、部長がこれを召集する。

- 1 代議員会は毎年1回開催する。委員会が必要と認めたとき、または、出席代議員の3分の2以上もしくは、監事から付議すべき事項を示して請求があったときは、臨時に代議員会を開催することができる。
- 2 委員会及び常任委員会は、随時必要に応じ開催する。

### 第7条 議長、定足数及び議決は次の通りとする。

- 1 代議員会の議長は、出席した代議員の中から選任する。
- 2 委員会の議長は部長がこれにあたる。
- 3 会議は、出席者の2分の1以上をもって成立し、委任状をもってこれに充てることができる。
- 4 会議の議決は出席者の2分の1以上の同意をもって決するが可否同数の時は議長がこれを決める。

### 第8条 会議はこの規約に定められているものの他、次の事項を議決する。

委員会 事業計画、予算案の審議、規約等の審議（改正、廃案など）、代議員会 事業計画、予算等の承認規約の承認。その他部長が付議した事項の審議及び承認

### 第9条【選任】

委員の選任は次のとおりとする。

- 1 推薦委員は、関東ろう連加盟団体1団体当たり1名とする。
- 2 代議員は、関東ろう連加盟団体において選出し、その数は1団体当たり3名とする。
- 3 代議員会により選出される委員および監事はを含め4名以内とする。

### 第10条【構成および任務】

この部に次の役員を置き任務は次の通りとする。

- 1 部長 1名 この部を代表し会務を統括する。
- 2 部長 1名 部長が都合により、代理人→代行する。
- 3 事務局長 1名 事務全般の業務を統括する。
- 4 企画部長 1名 計画、旅行を総括する。
- 5 会計部長 1名 一般会計（特別会計の管理をする。）  
特別会計は廃止方向と考えるので検討。
- 6 体育部長 1名 大会運営を統括する。
- 7 委員 若干名 委員会を構成し、会務の執行をする。
- 8 監事 2名 会務及び会計を監査する。

第 11 条 委員となった者が、役員として相応しくない行為、もしくは規約に違反し本会の名誉を著しく傷つけた場合、委員会の議決により処分をうける。

第 12 条【任期】

代議員、委員及び監事の任期は 2 年とし再任を妨げない。但し補欠により選任した委員は前任者の残任期間とする。

### 第 3 章 会 計

第 13 条【収入及び支出】

この部の経費は下記による。

- (1) 助成金。
- (2) 分担金。
- (3) 寄付金。
- (4) その他の収入。

第 14 条【予算及び決算】

収支予算及び決算は代議員会の議決を経て、関東ろう連理事会の承認を得るものとする。

第 15 条 毎年度末に余剰金が生じた時は、代議員会の承認を経て、その適額を基本金に繰り入れることができる。

第 16 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 4 章 付 則

第 17 条【発効】

本会の規約の変更は代議員会において 3 分の 2 以上の議決を必要とする。  
関東ろう連盟評議員会は 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

第 18 条【施行】

本規約は 1983 年（昭和 58 年）4 月 4 日より施行する。  
1994 年（平成 6 年）4 月 1 日一部改正施行  
2000 年（平成 13 年）11 月 16 日一部改正  
2007 年（平成 19 年）4 月 1 日一部改正（平成 20 年 4 月施行）  
2010 年（平成 22 年）4 月 1 日一部改正  
2012 年（平成 24 年）3 月 16 日一部改正施行  
2016 年（平成 28 年）4 月 24 日改定。